

鹿島市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、結婚に伴う新生活を開始する際の経済的な負担を軽減することにより、結婚しやすい環境づくりを推進し、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯を対象に、予算の範囲内において、鹿島市結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その補助金の交付については、鹿島市補助金交付規則（昭和47年規則第9号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 申請日の属する年度の前年度の1月1日から申請日の属する年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦がいる世帯をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に夫若しくは妻又は夫婦共同名義で市内に住宅を取得し、又は市内に住宅を賃借する契約を締結したもので、当該住宅の取得費又は賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当分に相当する額を除くこととし、婚姻日より前に取得又は賃借した住宅にあっては、当該取得又は賃借をした日から起算して1年以内に婚姻したものに限る。
- (3) 引越費用 婚姻を機に本市への転入又は本市内での転居に伴い引越しをする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。
- (4) リフォーム費用 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築及び設備更新等の工事費用をいう。ただし、婚姻日より前に実施したリフォームにあっては、当該リフォームをした日から起算して1年以内に婚

姻したものに限る。

（補助対象世帯）

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯（以下「補助対象世帯」という。）は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 補助金の申請日において、夫婦のどちらも鹿島市の住民基本台帳に記録があり、かつ、住民基本台帳に記録されている住所が申請に係る住宅の所在地となっており、補助金の交付決定を受けた日から2年以上継続して申請に係る住宅に居住する意志があること。
- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (3) 夫婦の所得（補助金の申請時点で取得できる最新の所得証明書を基に、夫婦の所得金額を合算した額をいう。）が500万円未満であること。
ただし、夫婦の一方又は双方が貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、夫婦の所得額から当該貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満であること。
- (4) 夫婦のどちらも申請日において鹿島市税の滞納がないこと。
- (5) 夫婦の一方又は双方が、過去に地域少子化対策重点推進交付金交付要綱（令和7年こ総政第56号通知）の規定による地域少子化対策重点推進交付金の制度に基づく補助を鹿島市及び他の市区町村から受けたことがないこと。
- (6) 世帯全員が、鹿島市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (7) 次のアからエまでに掲げる講座等のうちいずれか一つを補助金の交付決定のあった年度内に夫婦ともに実施すること。
ア ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）
イ プレコンセプションケアに関する講座の受講
ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談
エ 共家事・共育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）
）の受講

2 前項の規定にかかわらず、申請日の属する年度の前年度に補助金の交付決定を受けた新婚世帯であって、交付を受けた補助金の額が前年度の上限に満たなかったもののうち、前項第1号、第4号及び第6号に該当するのは、補助対象世帯とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、申請日の属する年度の4月1日から3月31日までの間に支払った住居費、引越費用及びリフォーム費用とする。ただし、補助対象経費のうち、鹿島市営住宅の賃借に要する費用及び他の公的制度による補助等を受けている費用については対象外とする。

2 住居費のうち、住宅の賃借に要した費用についての取り扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 賃料及び共益費については、1月につき1か月分の支払いを上限とする。

(2) 夫婦の一方が婚姻前に契約し居住していた住宅について、他方が後に当該住宅に居住した場合は、同居開始後（住民基本台帳における夫婦の住所が同一になった日以降）に支払った費用のみを対象とする。

3 リフォーム費用については、倉庫又は車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用若しくはエアコン、洗濯機等の家電購入及び設置に係る費用については対象外とする。

4 前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までの経費を補助対象経費とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、1世帯当たり30万円（夫婦の年齢がどちらも29歳以下の場合は、1世帯当たり60万円）を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する世帯の補助金の額は、申請日の属する年度の前年度における補助金の上限の額から前年度に交付を受けた補助金の額を控除した額を上限とする。

3 前2項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿島市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻後の戸籍謄本の写し又は婚姻届受理証明書

(2) 夫婦双方の住所が記載された住民票の写し

(3) 申請者及び配偶者の直近の所得証明書

(4) 申請者及び配偶者の市税の滞納のない証明書

(5) 住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し（住宅を取得した場合）

- (6) 住宅の賃貸契約書の写し（住宅を賃借している場合）
- (7) 住宅の取得費や賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し（住居費を申請する場合）
- (8) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住居費を申請する場合）
- (9) 引越しに係る領収書の写し（引越費用を申請する場合）
- (10) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金を返済している場合）
- (11) 誓約書兼同意書（様式第3号）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、鹿島市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに鹿島市結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（様式第5号）に、第6条に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は鹿島市結婚新生活支援事業補助金変更承認通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、鹿島市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第7号）に補助対象経費の支払実績が確認できる書類並びに講座等の受講日及び内容を記した別に市が定めるアンケートを添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は前項の規定による請求書の提出があったときは、その内容を確認し、交付決定者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。
- 3 市長は、補助金の請求において、交付決定額の概ね2分の1を超える補助対象経費の支払実績が確認できる場合は、概算払いすることができる。

（調査等）

第10条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると

認められる場合は、現地調査を行い、又は交付決定者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

- 2 交付決定者は、報告又は書類の提出を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第 11 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第 3 条に規定する要件に違反する行為があったとき。
- (3) その他市長が相当の事由があると認めたとき。

（補助金の返還）

第 12 条 交付決定者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（次年度に補助金の交付を受ける者の資格認定）

第 13 条 第 4 条第 1 項に定める補助対象期間内に、第 6 条に規定する交付申請を行うことが困難な者が次年度に補助金の交付を受けようとする場合は、鹿島市結婚新生活支援事業補助金資格認定申請書（様式第 8 号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻後の戸籍謄本の写し又は婚姻届受理証明書
- (2) 夫婦双方の住所が記載された住民票の写し
- (3) 申請者及び配偶者の直近の所得証明書
- (4) 申請者及び配偶者の市税の滞納のない証明書
- (5) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金を返済している場合）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金申請資格認定）

第 14 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金申請資格の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金の申請の資格を認定することを決定したときは、鹿島市結婚新生活支援事業補助金資格認定決定通知書（様式第 10 号）により申請者に通知するものとする。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年訓令甲第 28 号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の鹿島市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

年 月 日

鹿島市長 様

（申請者）住 所
氏 名
電話番号

鹿島市結婚新生活支援事業補助金交付申請書

鹿島市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、鹿島市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

婚 姻 日		年 月 日	
新居への住民登録年月日		(夫) 年 月 日	(妻) 年 月 日
所 得 金 額		(夫) 円	(妻) 円
* 貸与型奨学金を返済している場合は、年間返済額控除後の金額		合計 円	
補助対象経費	契 約 締 結 年 月 日		年 月 日
	住居取得費 (A)	契約金額	円
		領収書等記載額	円
	住居賃借費 (B)	家賃	①家賃 月額 円 ②住宅手当 月額 円 ③期間内家賃 か月 (年 月 ~ 年 月) (① - ②) × ③ 円
		共 益 費	円
		敷金・礼金・仲介手数料	円
		住居費計	円
	引越費用 (C)	引越しを行った日	年 月 日
		費用	円
	リフォーム費用 (D)	契約金額	円
		領収書記載額	円
	合 計 (A) + (B) + (C) + (D)		円
申 請 額 (1,000 円未満の端数は切捨て) * 上限 60 万円 (夫婦ともに 29 歳以下の場合) * 上限 30 万円 (夫婦ともに 30 歳以上 39 歳以下の場合)		円	
添付書類	☐ 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書 ☐ 夫婦の住民票の写し ☐ 夫婦の所得証明書 ☐ 夫婦の市税の滞納のない証明書 ☐ 住宅手当支給証明書 (様式第 2 号) ☐ 工事請負、売買、賃貸借契約書及び領収書等の写し ☐ 引越しに係る領収書の写し ☐ 誓約書兼同意書 (様式第 3 号) ☐ 貸与型奨学金の返済額が分かる書類 (返済をしている場合) ☐ その他 ()		

様式第 1 号（第 6 条関係）別紙

	申 請 者	配 偶 者
(フリガナ) 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日 (満 歳)	年 月 日 (満 歳)
貸与型奨学金の返済	☐ 無 ☐ 有 (年間返済額 円)	☐ 無 ☐ 有 (年間返済額 円)
生活保護法の規定による住宅扶助	☐ 受けていない ☐ 受けている	
公的制度による補助等	☐ 受けていない ☐ 受けている	
要綱で定める講座等の受講（いずれか 1 つ）を行うことへの同意	☐ 同意する ☐ 同意しない	☐ 同意する ☐ 同意しない
鹿島市の広報への協力について	☐ 協力する	☐ 協力する
暴力団員等の該当	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有

年 月 日

鹿島市長 様

給与等の支払者
所在地
事業所名 ⑩
担当部署名
電話番号

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況について、下記のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している。

（ 年 月現在
住宅手当 年 月分から 月額 円 ）

(2) 支給していない。

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給し、又は負担する全
ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、2 の(1)、(2)のいずれかに○印を付けてくださ
い。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は認印を押印してください。

様式第 3 号（第 6 条関係）

誓 約 書 兼 同 意 書

- 1 私と配偶者は、鹿島市結婚新生活支援事業補助金の交付を申請するにあたり、鹿島市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第 3 条第 1 項第 1 号の規定に従い、鹿島市に補助金の交付決定を受けた日から 2 年以上定住することを誓約いたします。
- 2 私と配偶者は、鹿島市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第 3 条の要件を確認のため、住民登録情報、戸籍の婚姻日（本籍地が本市の場合に限る。）、所得及び鹿島市が徴収する市税・国民健康保険税の納付状況、暴力団との関係の有無に関する調査を市長が実施することに同意します。
- 3 私と配偶者は、過去に地域少子化対策重点推進交付金の制度に基づく補助を鹿島市及び他の市区町村から受けていません。
- 4 申請内容に虚偽があった場合は、補助金を返還いたします。

年 月 日

鹿島市長 様

誓約者兼同意者

住所 _____

申請者氏名（自署） _____

配偶者氏名（自署） _____

様式第 4 号（第 7 条関係）

年 月 日

様

鹿島市長



鹿島市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった鹿島市結婚新生活支援事業補助金
については、下記のとおり決定しましたので、鹿島市結婚新生活支援事業補
助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

交付決定額 円

年 月 日

鹿島市長 様

(申請者) 住 所
氏 名
電話番号

鹿島市結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた鹿島市結婚新生活支援事業補助金について、申請事項を変更したいので、鹿島市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

変 更 内 容			
補 助 対 象 経 費	契 約 締 結 年 月 日		年 月 日
	住居取得費 (A)	契約金額	円
		領収書等記載額	円
	住居賃借費 (B)	家賃	①家賃 月額 円 ②住宅手当 月額 円 ③期間内家賃 か月 (年 月 ~ 年 月) (① - ②) × ③ 円
		共 益 費	円
		敷金・礼金・仲介手数料	円
		住居費計	円
	引越費用 (C)	引越しを行った日	年 月 日
		費用	円
	リフォーム 費用 (D)	契約金額	円
		領収書記載額	円
	合 計 (A) + (B) + (C) + (D)		円
	変更後の申請額 (1,000 円未満の端数は切捨て) *上限 60 万円 (夫婦ともに 29 歳以下の場合) *上限 30 万円 (夫婦ともに 30 歳以上 39 歳以下の場合)		円
その他の変更			
添付書類		☐ 変更後の内容が分かる書類	

様式第 6 号（第 8 条関係）

年 月 日

様

鹿島市長



鹿島市結婚新生活支援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更交付申請があった鹿島市結婚新生活支援事業補助金については、下記のとおり承認しましたので、鹿島市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 変更の内容

2 変更後の交付決定額 円

様式第 7 号（第 9 条関係）

年 月 日

鹿島市長 様

（請求者）住 所
氏 名 ⑩
電話番号

鹿島市結婚新生活支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた鹿島市結婚
新生活支援事業補助金について、鹿島市結婚新生活支援事業補助金交付要綱
第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 補助金の振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
口座名義	(フリガナ)		

※口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。
※通帳の写しを添付すること。

様式第 8 号（第 1 3 条関係）

年 月 日

鹿島市長 様

(申請者) 住 所
氏 名
電話番号

鹿島市結婚新生活支援事業補助金資格認定申請書

鹿島市結婚新生活支援事業補助金の資格認定を受けたいので、鹿島市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

婚 姻 日	年 月 日	
新居への住民登録年月日	(夫) 年 月 日	(妻) 年 月 日
所 得 金 額 * 貸与型奨学金を返済している場合は、年間返済額控除後の金額	(夫) 円	(妻) 円
	合計 円	
貸与型奨学金の返済	☐ 無 ☐ 有 (年間返済額 円)	☐ 無 ☐ 有 (年間返済額 円)
生活保護法の規定による住宅扶助	☐ 受けていない ☐ 受けている	
公的制度による補助等	☐ 受けていない ☐ 受けている (受ける)	
暴力団員等の該当	☐ 無 ☐ 有	
添付書類	☐ 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書 ☐ 夫婦の住民票の写し ☐ 夫婦の所得証明書 ☐ 夫婦の市税の滞納のない証明書 ☐ 住宅手当支給証明書 (様式第 2 号) ☐ 貸与型奨学金の返済額が分かる書類 (返済をしている場合) ☐ その他 ()	

様式第 9 号（第 1 4 条関係）

年 月 日

様

鹿島市長



鹿島市結婚新生活支援事業補助金資格認定決定通知書

年 月 日付けで申請があった鹿島市結婚新生活支援事業補助金の資格については、下記のとおり決定しましたので、鹿島市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第 1 4 条第 2 項の規定により通知します。

記

資格の有無	有 ・ 無
資格認定時における補助上限額	円